OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ドイツの教育における宗教多元化への対応と宗教間対話の構築 : ハンブルク「みんなのための宗教科」の事例を中心に
Author(s)	山根・堀江, 絵美
Citation	大阪大学教育学年報. 2018, 23, p. 93-109
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67864
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ドイツの教育における宗教多元化への対応と宗教間対話の構築
―ハンブルク「みんなのための宗教科」の事例を中心に―

山　根　・　堀　江　絵　美

【要約】

本稿では、通常、宗派別の宗教科が実施されるドイツにおいて、多様な宗教について対話的に学ぶ「みんなのための宗教科」を独自に実施するハンブルク市の取り組みに着目し、その実施に至った歴史的・社会的背景を関係者へのインタビューを通じて検討した。

その結果から、宗教科を担うプロテスタント教会が、多様な宗教的背景を持つ子どもがいるなかでプロテスタントの宗教科しか実施されていない状況を不公平だとしたこと、それを是正し、異宗教間対話を促進する新たな宗教科を模索するために他の宗教団体を招き入れて信頼関係を築き、協働のシステムを作り出したこと、さらにハンブルクの社会全体で対話的な宗教科の必要性が認識されていると考察した。

一方で、協働ではなく個別の宗教科の実施という別の道を望む宗教団体の存在や、宗教科の教員の宗教的多様性の欠如という課題も浮き彫りになった。教員の問題に関しては、教員研修の実施や教職課程の新設などもあり、多様な宗教的背景を持った教員は今後増加すると予測される。

本事例からは、対話の構築という現代社会共通の課題に対して、敬意と寛容の精神と公平性の確保がその鍵となるという示唆が得られた。

1. はじめに―問題の所在―

本稿の目的は、学校教育において宗教科（Religionsunterricht）が必修化されているドイツ連邦共和国（以下、ドイツ）において、あらゆる宗教的背景を持つ生徒を対象とした“対話的”な宗教科を実施するハンブルク市（以下、ハンブルク）に着目し、なぜ他州と異なるこのような取り組みが独自に実施されるに至ったのか、その歴史的、社会的背景を考察することである。

第二次世界大戦以降、移民の増加によってドイツ社会は民族や言語、文化だけではなく宗教の多元化も経験することとなった。ドイツの2016年の宗教別人口割合をみると、ローマ・カトリック教会が28.9％(1)、プロテスタント系である福音主義協会が27.1％(2)、イスラーム5.2％、正教会系1.9％、その他の約１％の人々が仏教やユダヤ教、ヒンドゥー教といった非キリスト教系の宗教や新興宗教、世界観を信じている。一方で、どの教会や宗教組織にも属さない無宗派／無宗教の人々の数は33.5％にのぼる(3)。

このように宗教多元化と世俗化が同時進行で進むドイツ社会において、宗教的マイノリティの権利保障という課題に対処すると同時に、特定の宗教を信じる者、無宗教の者、様々な宗教や世界観を持つ者同士が平和的に共存し、相互理解を深めるための教育が模索されている。とりわけ、1949年制定のドイツ連邦共和国基本法（Grundgesetz）において学校での教授の必修化が唯一定められ、長きにわたりドイツの価値教育を担っている宗教科が果たす役割は大きいと考えられる。

宗教科は通常、カトリック、プロテスタントと宗派に分かれて実施され、それぞれの宗派についての知識・

理解、さらにはその信仰を深めることが主な目的とされている。しかし、ハンブルクにおいて実施される「みんなのための宗教科（Religionsunterricht für alle）」の場合、そうした通常の宗教科とは異なり宗派別に分かれることなくあらゆる宗教的背景や世界観を持つ生徒らが参加し、共に様々な宗教について対話的に学ぶ形式がとられている。このような宗教間対話の構築を主要な目的に据えられた宗教科は他州においてはみられず、ドイツにおいては異色の取り組みとなっている。グローバル化が進む現代、全ての社会において直面している多様な価値観へ対応する教育の必要性を考えた際、「みんなのための宗教科」の考え方や実施の背景は注目に値する。

1970年代以降、宗教や価値の多元化に伴いドイツにおける宗教科のあり方が見直されるようになるが、後述するように、多くの州においては宗教に代わる道徳・価値教育として倫理や哲学等の代替科目を新設しつつ、ユダヤ教やイスラームといったマイノリティ宗教の宗教科を導入するなど、既存の宗派別の宗教科の枠組みを残したまま、非宗教的な価値教育を実施することが主流となっている。そうした中、あらゆる生徒が多様な宗教を共に対話的に学び合うというハンブルク独自の路線はいかにして生まれてきたのであろうか。

本稿ではまず、宗教や価値の多元化に伴う宗教科を巡る状況の変化について、特に子どもの信教の自由の保障と宗教的マイノリティの権利保障という観点から歴史的経緯を整理する。次に、ハンブルクの「みんなのための宗教科」の展開とその経緯、位置づけを概観し、なぜハンブルクでそうした独自の取り組みが実施されるに至ったのか、また、その問題点や課題について、ハンブルクで実施した関係者へのインタビューから検討する。インタビュー・データは2016年12月にハンブルクを訪問し、「みんなのための宗教科」を推進する大学教員、行政機関で教員養成を担当する職員、「みんなのための宗教科」担当教員の計３名に対して実施した半構造化インタビューによるものである。そして最後に、「みんなのための宗教科」が持つ現代的な意義や日本への示唆について考察していきたい。

2. ドイツにおける宗教科と、価値および宗教多元化（Pluralisierung der Religion und der Werte）への対応

2－1. ドイツにおける宗教科の概観

ドイツにおいて宗教科は基本法第７条の３項に基づき実施されている。同条文は宗教科を正規科目（Ordentliches Fach）とし、国の監督権を妨げない限りにおいて、宗教団体（Religionsgemeinschaft）の教義に沿って実施することを定めている。児童生徒は宗教科に出席することを義務付けられているが、同法第７条２項に、保護者は子どもが宗教科を受けるか受けないかの決定権を有することが規定されている。この権利は子どもが宗教的成人とみなされる年齢（多くの州では14歳）に達するとともに子どもに移行し、子どもは自らの意志で参加を決定するようになる。子どもの信教の自由は、この条文及び基本法第４条（信仰、良心および告白の自由）によって守られている。

ドイツにおける宗教科の特徴の一つは、基本法第７条３項に「宗教団体の教義に沿って」とあるように、その実施にあたって公法上の宗教団体を必要とすることである。カトリック、プロテスタント両派の場合、基本法第140条において認められた法人格を持つ公法上の宗教団体が存在している。宗教科を担う宗教団体の任命は各州の州法に基づき行われ、教育内容の決定や教員の任命など多くの権限が与えられる（丹生1992）。ほとんどの州の初等・中等学校で週に２時間、主にカトリックとプロテスタントに別れた宗派別の宗教科が行われており、児童生徒は基本的に自らの所属する宗派の授業に参加する。ただし、16の独立した州・都市州によって構成される連邦国家であるドイツでは、文化、教育は地方自治体が運営を担うという制度がとられており、州ごとに宗教科の担い手となる宗教団体やその内容などが異なる。そのため、実情に応

じてキリスト教二大宗派以外の宗教科を実施する州もある。

宗教に関する教育は、いくつか類型化することができる。例えば江原（2003）は、特定の宗教への信仰を導き、信仰を強化するための「宗派教育」、宗教に関する知識を客観的な知識を理解させるための「宗教的知識教育」、その二つの中間に位置づく「人間形成にとって不可欠だと考えられる究極的・絶対的な価値に対する心構えを教育する教科」である「宗教的情操教育」の３つに区分している（江原 2003、29-30頁）。ドイツにおける宗教科は、通常このうちの「宗派教育」にあたる。

2－2. 価値および宗教多元化へ対応と変化

ドイツにおいて宗教科が正規化され、教会の関与が法的に明示されるのは1850年のプロイセン憲法制定まで遡ることができるが（山本 2006）、宗教科はヴァイマール憲法を経てドイツ連邦共和国基本法においても存続することになる。その背景には、第二次世界大戦後にナチズムによってもたらされた精神的荒廃および人道にもとる負の遺産を克服し、ドイツ社会を再建するためにキリスト教倫理が積極的に位置づけられたことも影響していたとされる（柴田 2003、遠藤 2009）。ドイツ人の精神的基盤の礎となるべく基本法で必修化が定められ、ドイツにおける道徳・価値教育の役割を担ってきた宗教科であったが、状況が大きく変わり始めるのは1970年代以降のことである。伝統的な精神的価値が否定され、若者の教会脱退、カルト宗教や新宗教への入信ブームが巻き起こり、トルコ移民をはじめとするムスリムが増加する（吉澤 2003、64頁）。先述のように、基本法第７条２項において宗教科の履修を拒否する権利も認められていることから、こうした状況下において宗教科の履修を拒否する児童生徒が増加していくこととなった。

それに対して大きく二つの方向性が生まれてくる。一つは、宗教に代わる価値・道徳教育の科目を設置するというものである。1970年代以降、宗教科の代替教科（Ersatzfach）または選択教科（Wahlpflichtfach）として「倫理・哲学科」の設置がドイツ各州で広がり（濱谷 2004、168-169頁）、2017年現在ドイツ全州で設置されている。宗教とは異なる基盤によって価値教育を行うことで、従来のキリスト教二派を信仰しない、またはそれらとは異なる世界観を持つ児童生徒や、特定の宗教／宗派を信仰しない無神論の児童生徒たちの信教の自由を保障しようとしたのである。濱谷は、こうした代替科目の出現によってドイツにおける道徳教育は宗教科による宗教的道徳教育と、倫理科による非宗教的道徳教育の二面的なシステムを擁することになったとしている（濱谷 2016、137頁）

宗教的／非宗教的という二面的システムが構築されるなか、宗教的道徳教育にも変化が現れる。宗教的マイノリティ集団がキリスト教二大宗派と同様に自身の宗教を学ぶ権利を保障しようと、正教会のようなカトリック、プロテスタント以外のキリスト教少数派の宗教科や、ユダヤ教やイスラームといったキリスト教以外の宗教科が導入されていったのである。しかし、正規科目として宗教科を実施するにあたっては、公法上認可された宗教団体の存在や教員養成の問題など、いくつかのハードルが存在しており、あらゆるマイノリティ宗教に対して等しくその道が開かれているわけではなかった。特にイスラームの場合、様々な問題が指摘され、正規科目化は長らく実現してこなかった（戸田 1992、斉藤 2002）。しかし昨今では、その導入に向けた動きが活発化しており、試験的な取り組みを含め、多くの州でイスラームの宗教教育が実施されるに至っている（山根・堀江 2016）。ここで各州の宗教科の実施状況をまとめると、表１のようになる。

表1　ドイツ各州における宗教科の実施状況（2017年現在）

カトリック、プロテスタントのみ実施する州	カトリック、プロテスタント以外の宗教科も実施する州	宗派混合の宗教科を実施する州
メクレンブルク・フォアポンメルン ニーダーザクセン ザクセン ザクセン・アンハルト	バーデン・ビュルテンベルク バイエルン ヘッセン ノルトライン・ヴェストファーレン ラインラント・プファルツ ザールラント シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン テューリンゲン **ベルリン（※）** **ブランデンブルク（※）**	ブレーメン ハンブルク

出典）Religionswissenschaftlicher Medien- und Informationsdienst e. V.のHP[4]および各州の州法、学校法、カリキュラムに基づき筆者作成。**倫理・哲学科目はいずれの州においても実施されているが、※のベルリンでは「倫理科」が、ブランデンブルクでは「生活形成・倫理・宗教学」が必修科目となり、宗教の授業はその下位に位置づけられた自由選択科目となっている。**

表1をみると、カトリック、プロテスタント以外の宗教科も実施する州が多く、バイエルン州やヘッセン州など移民の多い州が名を連ねている。そうした州で実施される宗教科の宗派、宗教はより多様化しつつあり、例えばドイツの中でも最も移民が多いノルトライン・ヴェストファーレン州では、プロテスタントとカトリックの他にシリア正教会、正教会、ユダヤ教、イスラームに加え、試験的ながらもアレヴィー派、メノー派の宗教科が実施されている[5]。

その一方で、宗教科がカトリック、プロテスタントのみにとどまっているメクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州は旧東ドイツ地域であり、移民の数も比較的少ないことが共通点として挙げられる。このような状況から、それぞれの実施状況や教科の位置づけが州によっては異なるものの、多くの州では「倫理・哲学科」によって特定の宗教を信じない人々が宗教によらない価値を学ぶ場を保障しつつ、ドイツ全体としては宗教科そのものを多様化していく方向性が見出される。

そうしたなか、宗派を問わずあらゆる児童生徒が受講する宗教科を実施している州が、ブレーメンおよびハンブルクである。ブレーメンではその科目名を「聖書史」といい、キリスト教聖書の歴史を基盤とした科目を設置しており（Kerrutt and Müller 2009, p71）、ハンブルクの「みんなのための宗教科」では、キリスト教にとどまらず、イスラーム、ユダヤ教、仏教やヒンドゥー教などを含んだ内容が教授されている。

3. ハンブルク「みんなのための宗教科（Religionsunterricht für alle）」

3－1.「みんなのための宗教科」概要：敬意と寛容の精神

ハンブルクはその正式名称を「自由ハンザ都市ハンブルク（Freie und Hansestadt Hamburg）」と言い、一市単独で連邦州を構成する特別市（都市州）である。ドイツ北部に位置する港湾都市で、中世以来ハンザ同盟の自由都市として栄えてきた歴史を持つ。2016年の総人口は176万2,791人で、うち外国籍は24万5,186人で総人口の13.9％にあたる。外国籍人口を国籍別にみると最も多いのはトルコ（46,494人）で、次いでポーランド（27,146人）、アフガニスタン（11,870人）、ポルトガル（9,584人）、イタリア（7,220人）となっている。また、総人口の31.5％にあたる56万5,919人が移民の背景を持っている[6]。また、少し古いデータになるが、2007年の時点の宗教人口は約33％がプロテスタント（ルーテル派）であり、約10％がカトリック、その他のキリスト教系が約３％、イスラームが７～10％で、市内には106の宗教団体が存在している。しかし、いず

れの宗教ないし宗派にも属さない非宗教的な人々の割合が40％以上と高い。さらに児童生徒の46％は移民の背景を持っているという（Doedens und Weiße 2007 S.54）。つまりハンブルクは、民族的・文化的多様性に富み、かつ、世俗化しながらも非常に宗教的多様性に富んだ都市だと言える。

そんなハンブルクで実施されている「みんなのための宗教科」の最大の特徴は、宗教の有無や世界観を問わずあらゆる児童生徒が合同で参加し、キリスト教以外にも様々な宗教について対話的に学ぶという点にある。この特徴ある宗教科は、基本法第７条第３項およびハンブルク市学校法（Hamburgisches Schulgesetz）第７条を法的根拠として実施されている。「みんなのための宗教科」は基礎学校１～４年生までは週１ないし２時間、５年生以上は週２時間の履修を基本としている。同学校法第７条４項では宗教科の代替えとして選択必修科目をおくことが定められ、７年生以上に哲学科が設置されている。つまり１年～６年生までは、基本的に全ての生徒が「みんなのための宗教科」に参加していることになる。

他州の宗教科のような宗派別ではない独自の宗教科を実施する基盤ともいえるのが、上述の市学校法である。特に着目したいのが、同法第７条１項の条文である。

第７条１項：宗教科は正規の科目である。宗教科は宗教団体の教義に従い、他の信仰および世界観（Weltanschaunung）に対する敬意（Achtung）と寛容（Torelanz）の精神において行う（筆者翻訳）。

このようにハンブルク市学校法では他の信仰や世界観に対する敬意と寛容を持つことを条文において明示しているのである。宗教科の実施を定めた学校法の条文において“他の宗教”“敬意”“寛容”といった文言が使われているものは、ハンブルクを除いて他ではみられない。

ハンブルクで宗教科を実施する際に法的責任を負うのは、プロテスタント系の北ドイツ福音ルーテル派教会（Evangelisch-Lutherishe Kirche in Norddeutschland、以下、ノルト教会）」[(7)]で、ノルト教会の機関であるノルト教会付属教育学・神学研究所（Pädagogish-Theologisches Institut der Nordkirche、以下PTI）と、行政機関であるハンブルク市立教員養成・学校開発研究所（Landesinstitut für Leherbildung und Schulentwicklung、以下LI）が「みんなのための宗教科」の教育計画、教員の継続教育や教材開発などを行っている。加えて「ハンブルク異宗教間宗教教育に関する討議グループ（Gesprächkreis Interreligöser Religionsunterricht in Hamburg、以下GIR）」という、ノルト教会をはじめ、ユダヤ教、イスラーム、アレヴィー派、仏教、ヒンドゥー教、バハーイー教[(8)]などの宗教組織からなる中間機関があり、教育計画や教材開発、教員養成についての話し合いが行われている。また、ハンブルク大学および同大学付属研究所である「世界宗教アカデミー（Akademie der Weltreligionen）」が「みんなのための宗教科」教科担当の教員養成を担っている（図１）。

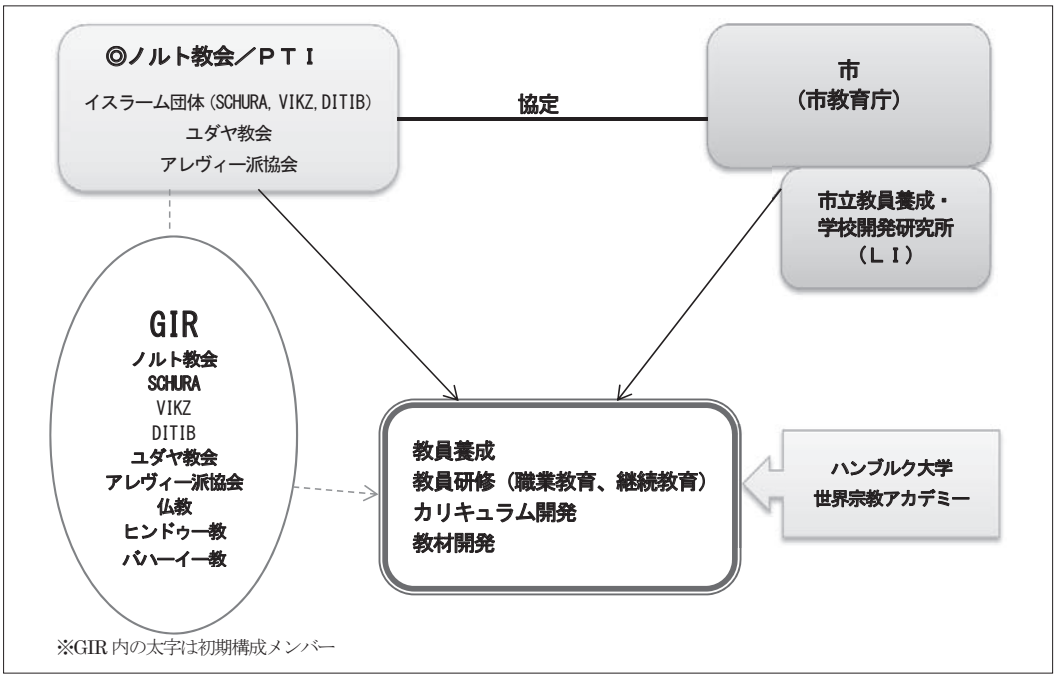

図１ 「みんなのための宗教科」を成立させる制度概要図（2017年現在）

ハンブルクにおいて多様な宗教的背景を持つ児童生徒の異宗教間的な学びにむけた宗教科の実践が模索され始めるのは、1970年代の初頭であったという（Jozza und Knauth 2008, S.218）。まさに、ドイツにおいて外国人労働者の定住化が顕在化しはじめた時代である。DoedensとWeiße（2007）によると、第二次世界大戦以前のハンブルクの宗教人口は同質的で、90％がプロテスタント（福音ルター派）、５％がカトリックであり、わずかながらいたユダヤ教徒はホロコーストによってほぼ消滅してしまったという。そのため、大戦以前は公立学校ではプロテスタントの宗教科しか実施されておらず、全ての子どもたちがプロテスタント教会の責任による宗教科を受け、カトリックの宗教科は私立学校のみにおいて行われていたという。そうした状況は戦後も続いてくのだが、移民の定住化が進んだことで新たな方向性が模索されるようになる。1969年以降にハンブルク大学の福音主義神学部の教授らによって提示された宗教科の指導原理では、対話への開放性、宗派間の共同および世界宗教に関する知識の重要性が、宗教科および宗教科の教員養成課程におけるメルクマールとして強調されるようになった（Doedens und Weiße ibid, S.53-60）。

そうしたなかでも“様々な宗教的背景をもつ児童生徒らが共に多様な宗教について対話的に学ぶ”という基本的なスタンスが明確化されるに至ったのは、前述のGIRの存在が大きい。GIRは1995年に初等教育における対話的な宗教科の実施に向けたシラバスを開発するために設立されたグループである。既述の通り様々な宗教組織からなり、それぞれの団体の代表者および大学の教員養成課程の学者らが定期的に会議を開いている。GIRでは1997年２月11日に宗教的背景によって分離されない「みんなのための宗教科」の声明文が満場一致で採択され、翌1998年11月には、どの宗教的、政治的原理主義とも距離を取るという声明文も発表されている（Weiße 2003, p202）。それを契機として、GIRにおいて“対話的な異宗教間教育”というコンセプトが発案され、それに応じてシラバスや教材の開発、教員研修の充実などが図られてきた。

このGIRには多様な宗教組織が加盟する一方で、「みんなのための宗教科」の法的責任については市と宗

教科に関する協定を結んだノルト教会のみが負っていた。そのため、「みんなのための宗教科」は形式上プロテスタント系の教会による宗派教育となっており、ノルト教会から任命を受けた教会に所属する教員しか教鞭をとることができなかった。そうした状況が長く続いていたが、2012年11月に市とイスラーム団体であるスーラ（Schura）、宗教庁トルコ・イスラーム連盟（DITIB）、イスラーム文化センター連盟（VIKZ）およびアレヴィー派協会が宗教科に関する合意書に署名をし、それによってこれまでノルト教会の責任においてのみ行われていた「みんなのための宗教科」に、より多くの宗教団体の責任において実施される道が開かれることになった。その翌年の2013年以降、基本法第７条３項に基づきながらもノルト教会以外の宗教組織が平等に参加できるような宗教科の実施に向けた動きが始まり、2014／2015年度からは市内の２つの学校において、ノルト教会に加えて上記イスラーム３団体並びにアレヴィー派協会、およびハンブルク・ユダヤ人協会の共同責任による「みんなのための宗教科」が試験的に導入されるに至っている(9)。

3－2.「みんなのための宗教科」の目的と内容

「みんなのための宗教科」を推進する第一人者であるWeißeは、特定の信仰への教育、つまり、ドイツにおいて一般的に行われている宗派別宗教科の内容は、家庭や宗教的コミュニティの課題であるとする。それとは対照的に、公教育としての学校の役割は、生徒たちが自分とは異なる信仰の伝統と自分自身との経験とを関連付けて考えることができるよう、宗教的な話題を提供することであるとしている（Weiße 2013, p.169）。また、「みんなのための宗教科」の目標は、ある特定の宗教について紹介することではなく、今まさにハンブルク市内において共存している宗教、すなわち「隣人の宗教（neighbor religions）」について学ぶこととしている（Weiße 2003, p192, Weiße ibid, p.170）。つまり、所属する宗教／宗派によって児童生徒を分断するのではなく、あらゆる宗教的背景をもった児童生徒が、「隣人の宗教」として互いの宗教や世界観について共に学ぶことが重要だということである。そして、それによって各自の宗教的価値観や倫理的態度を育成するだけでなく、対話への基本姿勢を身に付けることが目指されている。

具体的な授業内容と照らし合わせてみよう。例えば市区学校(10)の７，８年生のテーマ領域は①人間、②正義、③諸宗教が設定されている。③では関連内容として「宗教団体」を取り上げ、

- 自分の住む地区やハンブルク市内にどのような宗教的組織（教会、モスク、その他の宗教団体）があり、それぞれどのような宗教や宗派に所属しているのか
- それらの組織の課題や若者向けのサービスにはどのようなものがあるか
- ハンブルクのような大都市の宗教的多様性にはどのようなメリットがあるか、また、私たちは宗教的、文化的多様性のなかで生活を建設的に形作るにはどうすればよいか

といった問いが立てられている（Freie und Hansestadt Hamburg, 2011, S.38）。さらに「みんなのための宗教科」の学習指導要領（Bildungsplan）に記載されている本科の目的と指標となるコンピテンシーをみると、「２．宗教科におけるコンピテンシー（Kompetenz）とその習得」では、宗教科を「生徒たちに、我々の今日の生活に影響を与える様々な宗教的、世界観的、政治的信念を伴う議論および出会いを導くもの」だとしている。そして「我々の生活圏では、聖書、キリスト教の歴史ならびに信仰表明は特別な意味を持つ」としつつ「同時に、我々の現在の社会と学校現実（Schulwirklichkeit）は、文化、宗教そして世界観の多様性を一つの特徴としています。このことは、宗教科において、エキュメニカルで異宗教間的な知覚と開放性、異なる文化、宗教そして世界観の間の対話へと導く」とし、キリスト教の歴史を学ぶ意味だけでなく、生徒自

身の生活の中にある多様な宗教や世界観を学ぶことの重要性が強調されている（Freie und Hansestadt Hamburg, a.a.O, S.12）。

4.「みんなのための宗教科」専門家へのインタビュー

4－1. 調査対象と方法

本調査で扱うデータは、筆者のドイツでの研究期間（2016年12月５日～12月15日）のうちハンブルク滞在時に行った実地調査で得られたものである。ここでは「みんなのための宗教科」にかかわる専門家へのインタビュー調査から、宗教や宗派を超えた対話的な本科目がハンブルク独自で実施されるに至った背景、本科目が抱える課題、その課題を乗り越えるための今後の方向性について述べていく。対象者の詳細は表２のとおりである。

表２　インタビュー対象者

対象者	性別	所属／職業	実施日	実施場所
G氏	男	市内ギムナジウムの宗教科教員。 ノルト教会付属教育学・神学研究所（PTI）にも所属。	①2016年12月７日 ②2016年12月９日	①LI ②ギムナジウム
K氏	女	市立教師教育・学校開発研究所（LI）所属 ハンブルク宗教教育教職員組合理事、元宗教科教員。	2016年12月７日	LI
W氏	男	ハンブルク大学神学部教授	2016年12月７日	W氏の研究室

インタビューは短いもので約30分、長いもので１時間半ほどであった。G氏へのインタビューは２回実施しており、K氏の職場でK氏と合同で行ったものを①、G氏の授業の参与観察後に実施したものを②としている。なお、インタビュー・データの引用文において、筆者が補足として記述している部分は括弧で記している。また、現地ではインタビュー調査の他、基礎学校およびギムナジウムにおける授業の参与観察、および「みんなのための宗教科」の教科資格付与のために実施される教員研修への参加と参与観察も行っており、そこから得られたデータも分析の際に必要に応じて参照している。

4－2.「みんなのための宗教科」発展の背景

「みんなのための宗教科」を長年推進してきたW氏は「みんなのための宗教科」は、**「正規に導入されたというわけではなく、それ自身が発展してきたもの」**であり、**「その基盤は既に60年代、70年代には存在しており、80年代にはそれを進めていく方向性が生まれつつあった」**と振り返る。そしてそれを**「圧力をうけることなく発展できた」**と評価しており、その背景として、まず、カトリックがハンブルクではマイノリティであることを挙げている。

W：第二次世界大戦後、カトリック教会は、市当局が私立のカトリック学校を設立したことで満足していました。（…略…）昔はカトリック教徒かプロテスタント教徒しかいなかったため、（…略…）すべての子どもたちが一堂に座って（プロテスタントの宗教科を受けて）いました。つまり、（宗教科は）カトリックかプロテスタントかという二元構成ではなかったのです。

さらにW氏は

W：基本にあるのは、移民や他の宗教を持つ子どもたちがやってきたということです。彼らは突然、教室にやってきた。そんな彼ら彼女らをどう扱うのか。その状況を、対話へとつなげていく可能性として役立てようということになりました。

カトリックの宗教科は私立学校での実施にとどまり、公立学校では、長らくプロテスタントとカトリックの子どもたちが共に唯一の宗教科であるプロテスタントの宗教科を受講していた。その状況に対し、宗派別の宗教科とは違った宗教科のありかたが早い段階から模索されていたのである。そしてそこに多様な宗教的背景を持つ移民の子どもたちも新たに出現した。それをマイナスとしてとらえるのではなく、「対話へとつなげる可能性」というプラスの方向性へと転換しようとしたのである。

さらに、W氏はその他の要因として「**プロテスタント教会はリベラルで開放的で、そして他の宗教的コミュニティもとても小さかった**」ことを挙げている。ハンブルクで宗教科を長年担う、プロテスタント系のノルト教会の開放性については、K氏、G氏も次のように述べている。

K：（教会は）長年にわたって、ハンブルク市内の他の宗教団体と密なコンタクトをとってきました。ムスリムだけでなく、仏教、ヒンドゥー教やユダヤ教なども。それはとても良い、実りのあるコンタクトでした。（…略…）ここハンブルクのプロテスタント教会は、宗教科に関して計画を立てる時など、いつも他の宗教に参加するよう招待していました。イマーム、ラビ、仏教やヒンドゥー教の指導者などは、本来はその必要性がなかったにもかかわらず、いつも協働していました。（…略…）それが信頼（Vertrauen）へとつながり、協働のシステムを作り出したんです。

G①：私、つまりプロテスタント教徒（の教師）だけが授業をすることを許されていているのに、（宗教や宗派が異なる）子どもたちは混在している。それをプロテスタント教会は不公平（ungerecht）だと言ったんです。我々（教会）は何かを変えなければならないと。（…略…）そしてその必要はなかったにもかかわらず、信頼（Vertrauen）を送ったのです。わかりますか？つまり、親愛なるムスリム、仏教徒、ヒンドゥー教徒のみなさん、我々は法的には宗教科を共同で行うことはできませんが、討議グループ（＝GIR）を作りましょう。そして（…略…）宗教科において何をしたいのか話してください、と言ったんです。

K氏およびG氏のこの発言から、ノルト教会が他の宗教団体と積極的に信頼関係を築こうしたことがGIRの設立へとつながり、それが「みんなのための宗教科」を発展させる上で重要な役割を果たしたと推察される。

さらなる要因の一つが、カトリックをはじめとするマイノリティ宗教団体の規模が小さいという点である。各団体が各自の宗教科を行うためには、満たすべき法的要件のハードルが高くその実施が難しいこと、また、ハンブルクでは無宗教／無宗派の人々が多数派であることから、従来、宗派別宗教科の要望が少ないということである。しかし、宗派別宗教科を不要とする消極的な理由というより、むしろ「みんなのための宗教科」が好意的に受け止められていたことがG氏の次の発言から伺える。

G①：（ハンブルクという）多様性がとても大きいところでは、宗教的属性のない保護者は特に「みんなのための宗教科」を好み、子どもたちもそこに参加します。なぜなら、キリスト教徒だけが住んでいるのではないということを学ぶからです。つまり、保護者、子どもたち、教員、政治家たちは（み

んなのための宗教科を）いいものだと感じているのです。

そのため、G氏によると「みんなのための宗教科」を反対する声はとても小さく、参加を辞退する子どもの数も市全体において「**1年で10人くらい**」という非常に少ない数なのだという。実際、ハンブルクの生徒たちは宗派別の宗教科よりも「みんなのための宗教科」を好むという調査結果もある（Knauth 2008）。

また、キリスト教民主党（CDU）、社会民主党（SPD）、緑の党や自由民主党（FPD）など多くの政党が賛成の立場にあるという。これについてK氏は、

K：緑の党なんかは、本来は学校に宗教科はないほうが良いと言っているんだけど、ここハンブルクでは、緑の党にとって「みんなのための宗教科」はとても重要なんです。というのも、ハンブルクは多文化でもあるから、（多文化主義を支持する緑の党にとって）この教科はとても大切だと。だから政治家もこの授業を支持している。緑の党だけでなくてCDUも。キリスト教の宗教科がないなら、「みんなのための宗教科」のほうがいいと考えるんだろうね。このモデルを評価しているんですよ。

と語る。インタビューではG氏、K氏ともに「**ハンブルクでは唯一の政治的団結だ**」と談笑しているが、右派左派を問わずこれらの政党が賛成の立場を表明している事実は実に興味深いことである。いずれの政党も、ハンブルクが多文化で宗教多元化した現状を鑑みて、「みんなのための宗教科」のような学びの場は、子どもたちにとっても社会にとっても必要だと判断しているのであろう。そうした状況について、K氏は、「**対話へと入ることを、単純に伝統として慣れているんです**」と、さらりと口にする。

筆者：それは“ハンブルクの伝統”と言ってもいいんでしょうか。（…略…）
K：はい。これは本当に伝統と関係することです。
G①：ハンブルクは港湾都市で、開放的で移民が多く、人口はいつも混ざり合って、多くの国々、多くの宗教を見ることができます。ここでは違うことが普通なんです。そして、「みんなのための宗教科」はこうした状況への一つの解決策なんです。

ハンブルクは中世以降自由都市として繁栄した都市であるが、そうした都市としてのリベラリティが対話の伝統を根付かせる基盤となったということであろう。清水（2014）によると、ハンブルクは16世紀から18世紀にかけて、とくに宗教戦争の時代にヨーロッパの様々な地域から宗教的マイノリティ―例えばオランダからの宗教難民、フランスのユグノーや再洗礼派の信者たち―を受け入れていたという（清水 2014、p14）。こうした異教徒や移民を受け入れてきた歴史も、多様性を受け入れる素地になったと考えられる。

4－3.「みんなのための宗教科」が抱える課題と今後の方向性

今回のインタビュー調査を通じて、しかし、宗教団体間の温度差と、教員の多様性の確保という２つの課題が大きく浮かび上がってきた。宗教団体間の温度差については、GIRの発足当時から構成団体の一つであったイスラーム団体のSCHURAと違い、新たに参入したVIKZおよびDITIBの２団体が実は「みんなのための宗教科」ではなくイスラームの宗教科を望んでいる点が挙げられる。その理由について、K氏は

K：（VIKZ、DITIBは）「ムスリムの子ども・若者たちは、イスラームについてほとんど知らない。だから

私たちにまず必要なのは、たくさんの情報を使って宗教的教示をすることでなんです。その子たちが対話へと入る前に。」と言っているんです。

K氏は「**ハンブルクの教職員組合の同僚と、（上記イスラーム団体に）この対話的な原則がどれだけ重要かもう少し明確にしていかないといけない、そして私たちの信頼を築いていくよう努めなければ、とよく話をしている**」と語るが、個別の宗教科を望むのはイスラーム団体だけではない。

G①：実は（「みんなのための宗教科」には）カトリックの教員がいないんです。カトリック教会、司教がそれを望んでいなくて。それが理由です。ムスリムもアレヴィー派も、仏教徒もヒンドゥー教徒も一緒にやっているのに、カトリック教会、我々の姉妹が、一緒にやっていないというのは、少し奇妙ですよね。

G氏の言うように、ハンブルクではマイノリティであるカトリック教会は、「みんなのための宗教科」に明らかな反対こそしないものの、GIRには一度も参加していない。2007年６月29日に開催された「みんなのための宗教科」大会会議のパネルディスカッションにおいても、ハンブルク・カトリック教会大司教管区の代表として参加したJohannes Kreftingは「みんなのための宗教科」への不参加をはっきりと表明している（Neuman u.a. 2008, S.33）。カトリック教会は2005年に初めて市と協定を結び、現在、カトリック系私立学校に加え、市内５つの公立学校においてもカトリックの宗派別宗教科の実施に至っている。また、2014／2015年度冬学期からハンブルク大学の神学部においてカトリック宗教科の教員養成を開始しており(11)、公立学校でのカトリック宗教科の拡充という目標が伺える。VIKZやDITIB同様、カトリック側はカトリックとしての宗教的アイデンティティの育成・保持を重点化できる宗派別の宗教科を望んでいるのである。

次に、教員の多様性の確保について、G氏、W氏は次のように述べる

G②：「みんなのための宗教科」は、不公平（ungerecht）なんです。あらゆる宗教的背景をもつ生徒たちがいるのに、教員はプロテスタント教徒だけ。これは不公平です。だから、私たちは出来る限りすぐにこれを変えなくてはいけない。

W：“公式な”ムスリムの宗教科教員はほとんどいません。パイロットプロジェクトを行っている２つの学校にいる教員２人だけだと思います。（…略…）ここ（ハンブルク大学）で、１年半ほど前からようやくムスリムの教員養成を始めたところです。

繰り返しになるが、宗教科の教員は宗教科を担う団体に所属していなければならず、ハンブルクにおいてはノルト教会に所属するプロテスタント教徒の教員しか授業を行うことができない状況が続いてきた。それを受け、３－１にあるようにプロテスタント教会以外の宗教団体と協定を結び、各団体が教員を任命することが可能となった。その背景には、多様な宗教的背景を持つ生徒たちを前にした「不公平さ」があり、公平性を確保するためには、教員自身の多様性が求められるということである。

筆者が調査を行った2016年12月当時、ムスリムの宗教科教員は市内に約20名いるということであったが、その数は決して多くない。なかでもW氏の言う“公式なムスリムの教員”というのは、大学のイスラーム神学部で専門教育を受けた教員のことを指すが、そうした教員が絶対的に不足していた。

こうした状況を打破するため、まず「みんなのための宗教科」の教員免許を付与すための研修コース（Qualifizierungskurs）が開設された。この資格付与のための研修はPTIとLIとの共催で、新たに宗教科の免許の取得を希望する現職教員を対象に実施されている。筆者が参加した５、６年生の用の宗教科の免許取得の研修では、２年間で120コマの受講が義務付けられていた。その研修はキリスト教、ユダヤ教、イスラーム、仏教、アレヴィー派について、それぞれ聖職者を含む専門家から各宗教に関する基礎知識や教科教授法について学ぶという内容であった。参加者は修了試験に合格したのち、市と協定を結ぶ宗教団体の認定を受ければ公式に免許取得となる。先のムスリムの教員20人というのは、本研修を修了して教科免許を取得した人々である。K氏およびG氏によると、宗教科以外の教科免許を持つ教員、特にムスリムの教員に声をかけて資格取得を促しているのだという。ただし、この研修は暫定的措置であるため、2018年には終了予定となっている。

ムスリムの教員に関して言えば、そもそもドイツ国内にイスラーム神学部をもつ大学が非常に少なく、イスラームの宗教科の教員養成はハンブルクに限らずドイツ全土においても課題となっている。そのため、2015／2016年度にはハンブルク大学の学士課程にイスラームとアレヴィー派の教職課程が新設され、プロテスタント以外の教員養成が取り組まれている。そこではそれぞれの宗教の神学的・宗教学的内容に重きを置きつつも、現代社会における世界の諸宗教の形態や対話について学べるよう授業モジュールが設定されている(12)。

上述のように、宗教科に携わる教員の宗教的背景の多様性を確保するため、資格付与のための研修や教員養成課程の新設などが進められている。現在のところ、市との協定締結や教職課程の新設もイスラームとアレヴィー派が一歩進んだ状況にあるが、今後はそれ以外の宗教についても広く門戸が開かれていく可能性がある。G氏は

G①：ハンブルクのヒンドゥー教徒、仏教徒たちは、今、自分たちも市と協定を結べるよう試行しています。そうすれば、ヒンドゥー教や仏教の教員が授業に立つことができるでしょう。

と述べており、K氏も、数年以内には上記２つの宗教に加えハバーイー教やシク教も加わるだろうと予想している。このように、ムスリムの教員を皮切りに、多様な宗教的背景を持つ教員を確保することで、G氏の言葉を引用すれば「みんなによる、みんなのための宗教科（Religionsunterricht für alle von allem）」（G氏②インタビュー）が目指されているのである。

それでは、今後ハンブルクのような宗教科が他州においても行われる可能性はあるのだろうか。そうした問いに対して、W氏は「そういう傾向はあります。」と答え、次のように続けている。

W：大学レベルでは、今、異宗教間教育への関心がより高まっています。州レベルにおいても、宗派別の宗教科の中で、異宗教間的で対話的な方向性で何かをしようとする意識が高まっています。

異宗教間教育への関心の高まりは、大学レベルにとどまらず現場の教員にも広がりつつあるという。K氏はこう語る。

K：（他州の宗教科の教員は）６，７年前には、「ハンブルクでは何をやってるんだ、そんなの上手くいかない、恐ろしい」って言われていたのに、今や、多くのムスリム難民がやってきたこの２年で状況が

変わって、突然「ハンブルクでは（みんなのための宗教科）をどんなふうにやっているの、私たちも新しいことを考えないと」なんて聞かれるんです。現在の状況、社会的状況が、こうした対話の中で行われる授業が自分たちにとっても重要なんだと、多くの人たちに気づかせているんですよ。

ドイツの他の州はもちろん、他国でもハンブルグ市での取り組みに注視している社会は多い(13)。そのことを考えても、上記に述べたようなハンブルグでの課題の解決は、州内での重要なエージェント（参照　図1）同士の対話のみならず、宗教科について異なる取り組みをしている他州との対話によっても目指されることになるだろう。

5. 考察と日本への示唆

本調査から、ハンブルクにおいて「みんなのための宗教科」が独自に発展するうえで鍵となったのは、信頼関係の構築と公平性の確保であると分析される。

信頼関係の構築という点に関しては、プロテスタントであるノルト教会が他の宗教団体に敬意を払い、宗教科のラウンドテーブルに招き入れ、対話への扉を大きく開いたということが何よりも大きい。招き入れられた側の宗教団体としては宗教科に参入する唯一の手立てではあったかもしれないが、宗教的マイノリティの子どもたちが自身の宗教について学べる貴重な場を確保できただけでなく、こうした宗教団体間の信頼の構築という大きな枠組みでの対話が、教室内における対話を一層促しているともいえる。しかし、G氏によれば「**ドイツのプロテスタント教会全体としては、どちらかといえば『みんなのための宗教科』には反対で、ノルト教会だけが賛成している。だからハンブルクだけにあって他の州にはない**」（G氏①）のだという。ノルト教会のみが賛成的立場にあるという点については、ルーテル派教会で世界初の女性ビショップとなったMaria Jopsenの存在が大きいと考えられる。彼女はノルト教会が旧北エルベ福音ルーテル派教会だった1992年～2008年にビショップとして在位していたが、彼女はハンブルクのこの対話的アプローチを支持しており（Jopsen 2000）、GIRも彼女の在位期間に設立されている。ビショップである彼女のそうした態度が教会全体の開放性へとつながったといえるだろう。

次に、公平性の確保という点について述べたい。多様な宗教的背景をもつ子どもたちがいる中で、プロテスタントの宗教科のみが実施されるのは「不公平」であり、教員もプロテスタント教徒のみであるのは「不公平」との考えが「みんなのため宗教科」の出発点となっていた。社会や子どもたち自身の宗教的多様性が増す中で、宗教科もできる限りそれに対応することが公平性の確保につながるということである。また、最大の隣人の宗教であるムスリムの教員を確保すべく、ムスリム教員を資格付与コースへ積極的に動員したり、教職課程を新設したりするなどの努力がみられた。W氏は「**もし、生徒たちを宗教科のために別々のコースへ分ければ、その子たちは“他者”について語るだけになります。それは（生徒たちにとって）初めての分離（の経験）となる**」と語っていた。ムスリムをはじめとする移民がドイツ社会に統合されない状況を「平行社会（Parallelgesellschaft）」とする批判があるが、それを学校においてわざわざ再生産する必要はないということである。宗教的マイノリティの生徒が自分の宗教について学ぶ機会を公教育において保障し、そこに自分と同じ宗教の教員がいるということは、マイノリティ集団の承認となり、同時に子どもたちのエンパワメントにもつながるだろう。そうした場において相互理解を深めることこそが、移民の統合への一歩となるのである。

ハンブルクが持つ都市そのもののリベラリティや、カトリックがマイノリティであること、他の宗教団体

の規模が小さいがゆえの圧力の低さというのは、ドイツの他州には見られない特殊な状況ともいえる。しかし、子どもたちや保護者、政治家など多くの人々が「みんなのための宗教科」を支持しており、“別々よりも一緒が良い（Better together than appart）”（Knauth 2008）という認識を共有していることがわかる。自分たちが生きる社会に多様な文化や宗教が共存している現状を理解し、「隣人の宗教」―すなわち、クラスメイトや近所の人たち、同じハンブルク市内で生活する誰かが信じる宗教―を共に学びあうことで、相互の敬意や寛容の精神が培われているのである。

しかし、大きな課題もある。対話よりも個別の宗教科という別の方向性を辿ろうとする宗教団体との関係性の構築である。今後も市とパートナーシップを結ぶ宗教団体の門戸を開放することで、仏教やヒンドゥー教といった宗教に属する教員が誕生したり、宗教科の内容をより充実させたりすることが可能となるであろうが、一方でVIKZ、DITIBのイスラーム２団体のように、実際には宗派別の宗教科を望む団体が加盟する可能性もある。そうなった場合、どのように「みんなのための宗教科」の対話のコンセプトを共有しあえるかが課題となるであろう。また、同じキリスト教でありながら、カトリック教会と別々の道を歩んでいることも難しい問題である。特にカトリック教会はプロテスタントとは異なり中央集権的かつ階層的な制度を持つため、仮にハンブルク市の教区として賛成の立場にあったとしても、大司教など上層部が反対の意見を示せば、それに従わなければならない。キリスト教同士が同じ対話の土俵に上がれないというこの現状は、「みんなのための宗教科」を促進する立場にあるものにとっては歯がゆく感じられるに違いない。こうした不安要素を抱えながら、今後「みんなのための宗教科」がどのように発展していくか、注視する必要がある。

周知の通りドイツでは難民受け入れを積極的に行っており、2015年以降その数は急増している。2016年には難民申請者は74万人に上り、その多くはシリアやイラク、トルコをはじめとするイスラーム圏からの人々である(14)。時を同じくして2016年には難民やISILの関与が疑われるテロ事件がバイエルンやベルリンなどで相次ぎ発生した。2017年９月24日の連邦議会（下院）選挙では、反イスラーム・反難民・反ユーロを訴える極右政党であるドイツのための選択肢（AfD）が初めて議席を獲得して第３党へ躍進し、ドイツ社会に衝撃が走った。ムスリムに対するヘイトクライムやナショナリズムの高揚など、暴力的で閉鎖的な風潮は強まるばかりである。

排他的でナショナリスティックな気運の高まりはドイツに限ったことではない。昨今、日本社会にいても愛国心の強調、道徳の教科化などもあり、また、ヘイトスピーチも対策法が2016年６月に施行されたとはいえ、ネットやメディアなどでの差別的発言は後を絶たない。そうした社会状況は子どもたちの世界にも即座に影響し、それがもたらす弊害の大きさを見過ごすことは出来ない。立場の異なる者同士が一方を排除することなく、お互いが建設的に歩み寄りよるためには対話の基盤を築かねばならず、そのために重要となるのは、ハンブルクの事例のように敬意と寛容の精神を持ち、公平性を確保することであろう。

最後にハンブルグでのインタビューの中での印象的な言葉を紹介して、本稿を閉じたい。

対話へ導くということは、今、世界の課題です。そうでなければ、軋轢、戦争、コンフリクトが起こり、コンフリクトを解決するための戦略もありません。対話は、平和への確実な道ではありませんが、平和への唯一の道なのです。（G氏②より）

（注）

(1) ドイツキリスト教会『数と出来事2015／2016』PDF版
（http://www.dbk.de/fileadmin/redaktion/Zahlen%20und%20Fakten/Kirchliche%20Statistik/Allgemein_-_Zahlen_und_Fakten/AH287_Zahlen-und-Fakten-2015-16_internet.pdf）

(2) ドイツ福音主義教会『キリスト教的生活における数と出来事2016』PDF版
(https://www.ekd.de/download/zahlen_und_fakten_2016.pdf)
(3) 宗教学的メディア・情報研究所（REMDI）HP：http://remid.de/info_zahlen/　2016年11月26日最終閲覧
(4) REMID　http://remid.de/info_religionsunterricht/　2017年９月６日最終閲覧
(5) ノルトライン・ヴェストファーレン州教育省HP
https://www.schulministerium.nrw.de/docs/Schulsystem/Unterricht/Lernbereiche-und-Faecher/Religionsunterricht/index.html　2017年10月24日最終閲覧
(6) http://www.hamburg.de/contentblob/1005676/data/statistisches-jahrbuch-hamburg.pdf　2016年11月14日最終閲覧
(7) 北ドイツ福音ルター派教会は、2012年に北エルベ福音ルター派教会、メクレンブルク福音ルター派教会およびポンメルン福音主義教会の統合によって設立された。それ以前は北エルベ福音ルター派教会がハンブルクの宗教科を担っていた。
(8) バハーイー教とは、イスラームの宗教改革として19世紀半ばにイランでバハー・ウッラーによって創始した一神教のことをいう。
(9) ハンブルク宗教教育教員組合　http://www.vhrr.de/　2017年９月28日最終閲覧
(10) 教育改革によって2010年に従来の基幹学校（Haputschule）、実科学校（Realschule）および統合学校（Gesamtschule）が統合してできた新制中等学校のこと。
(11) https://www.vhrr.de/schule-ru-für-alle/zulassungsvoraus-setzungen-für-religionslehrer-innen/　2017年９月28日最終閲覧
(12) https://www.awr.uni-hamburg.de/studium/lehramtsausbildung.html　2017年10月30日最終閲覧
(13) 筆者がドイツ調査を行う数か月前に、韓国からも博士課程の学生が「みんなのための宗教科」の調査に訪れたという。（G①より）
(14) ドイツ移民・難民局『難民の実数2017年９月』
http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infothek/Statistik/Asyl/aktuelle-zahlen-zu-asyl-september-2017.pdf?__blob=publicationFile　2017年11月１日最終閲覧

参考文献

Doedens Folkert und Weiße Wolfram 2007 “Religion unterrichten in Hamburg“, in Theo-Web. Zeitschrift für Religionspädagogik 6 H.1 S.50-67
江原武一　2003 『世界の公教育と宗教』 東信堂
遠藤孝夫　2009 「戦後ドイツ社会の再建とキリスト教倫理の復権―ビュルテンベルク・バーデン州憲法（1946年）を事例に」『岩手大学教育学部付属教育実践総合センター紀要』８巻、1-16頁
Freie Hansestadt Hamburg Behörde für Schule und Berufsbildung（Hrsg.）2011 Bildungsplan Stadtteilschule Jahrgangsstufen 5-11 Religion
濱谷佳奈　2004 「ドイツ中等教育における「倫理・哲学科」の法的地位の正当性―宗教科必修規定に対するバイエルン州とブランデンブルク州の対応に着目して―」『比較教育学研究』第30号、168-185頁
濱谷佳奈　2014 「ドイツ連邦共和国における倫理科と宗教科の法的地位の関係をめぐる動向―ベルリンを事例にして―」『大阪樟蔭女子大学研究紀要』第４巻、137-146頁
Jazza Dan-Paul und Knauth Thorsten 2008 “„Religionsunterricht für alle“ und konfessioneller Religionsunterricht in Nordrhein-Westfalen –konzeptioneller Vergleich und Schülersicht“ in Weiße Wolfram（Hrsg.）Dialogischer Religionsunterricht in Hamburg Münster u.a.: Waxman, S.217-232
Jepsen Maria 2000 “Dialog-Religion-Bildung Religiöses Lernen in einer pluralen Welt“ in Weiße Wolfram, Folkert Doedens（Hersg.）Religiöses Lernen in einer pluralen Welt Münster u.a.: Waxman, S.11-18
Kerrutt Anna and Müller Christine 2009 “Interreligious Learning and Students‘ Personal Development: German Teachers in Hamburg and Personal Commitment” in Anna van der Want, Cok Bakker, Ina ter Avest, Judith Everington（Eds,）Teachers Responding to Religious Diversity in Europe Münster u.a.: Waxman pp.69-80
Knauth Thorsten 2008 “Better together than apart: Religion in School and Lifeworld of Students in Hamburg” in Th. Knauth, D-P. Joza, G. Bertman-Troost & J. Ipgrave Encountering Religious Pluralism in School and Society, A Qualitative Study of Teenage Perspectives in Europe, Münster u.a.: Waxman, pp.206-246

Neuman Ursula u. a. 2008 “Die Zukunft des dialogischen„ Religionsunterrichts für alle “Perspektiven aus den Religionsgemeinschaften in Hamburg“ in Wolfram Weiße（Hersg.）Dialogischer Religionsunterricht in Hamburb

斉藤一久　2002 「ドイツにおける多文化教育の一断面：イスラム教をめぐる問題を中心として」『早稲田法学学会誌』、147-193頁

柴田政子　2003 「ドイツ「再教育」と宗教教育―1933年ライヒ政教条約処理問題をめぐるアメリカの対独占領政策―」『戦後教育史研究』17号、37-49頁

清水修全　2014 「エートスとしてのリベラリティ：自由ハンザ都市ハンブルクの政治と文化の伝統」『東亜大学紀要』（20） 11-20頁

丹生久美子　1992 「ドイツ公立学校へのイスラム教宗教教育導入を巡る論争」『東京大学教育学部紀要』第32巻、315-323頁

山根・堀江絵美　2016 「ドイツにおけるイスラーム宗教教育の展開とその社会的背景に関する一考察」『大阪大学教育学年年報』第21号、101-115頁

山本久雄　2006 「プロイセン1850年憲法教育条項における国家と教会」『愛媛大学教育学部紀要』第53巻、第１号、1-8頁

吉澤昇　2003 「近大公教育原理「世俗性」と現代ドイツ・フランスの宗教教育―(1)概観―」『東京大学大学院教育学研究科教育学研究室　研究室紀要』第29号、61-70頁

Weiße Wolfram 2003 “Difference without discrimination Religious education as a field of learning for social understanding?” in Robert Jackson（ed.）International Perspectives on Citizenship Education and Religious Diversity, pp.191-208 Routledge/Falmer

Wolfram Weiße 2013 “Dialogical ´Religious Education for All´ in Hamburg”, in Pedagogiek Volume 33 Number 2, pp166-178 Amsterdam University Press

Wolfram Weiße 2013 Dialogical ´Religious Education for All´

Responding to religious pluralization and the creation of interreligious dialogue in education —A case study of dialogical "Religious Education for All" in Hamburg, Germany—

YAMANE-HORIE Emi

This paper aims to clarify the historical and social backgrounds of interreligious dialogical "Religious Education (RE) for All," in which all pupils take part regardless of their religious faith. Such a RE is provided only in Hamburg, whereas most German federal states offer RE that is segregated along confessional lines.

By analyzing the data from a 2016 interview survey of related parties the following findings are revealed. First, the Protestant Church considered it unfair that only Protestant confessional RE had been provided while there were many pupils with other religious backgrounds. The Church tried to establish a trusting relationship from other religious groups in order to rectify the unequitable situation and built a cooperative system for interreligious RE. Second, the need for interreligious and dialogical education is perceived throughout in Hamburg, not only by teachers, pupils, or parents but also by politicians. On the other hand, some religious groups like the Catholic Church and two Islamic groups want to have their own confessional RE instead of cooperative interreligious RE. In addition, the majority of RE teachers have background in the Protestant faith and there are few teachers from Islamic or other religious backgrounds. In order to promote religious diversity among teachers, further education for RE teachers were held and teacher training courses on Islam and Alevism were established at Hamburg University in winter term of 2015. Buddhist and Hindu groups are currently also trying to adopt a convention on RE with the assistance of city administration so that religious backgrounds of RE teachers will become more diverse in the near future. This case study proves that respect, tolerance, and equity are the keys to following the path of dialogue that is the world's social agenda.